

Bosch Forum Tsuzuki
全天候型広場（Platz プラッツ）
使用ルール

2025 年 8 月 1 日版
Bosch Forum Tsuzuki 管理組合

Bosch Forum Tsuzuki

全天候型広場（Platz プラッツ）使用ルール

<目 次>

第1条 全天候型広場（Platz プラッツ）使用ルールについて

第2条 本広場の使用可能日及び使用可能時間

第3条 本広場の使用可能範囲

第4条 本広場の使用の申請

第5条 本広場の使用の承認

第6条 本広場の使用申請の不承認

第7条 契約の成立

第8条 本広場の使用料金及びその他費用

第9条 本広場の使用料金の減免

第10条 支払い方法及び振込手数料

第11条 キャンセル料

第12条 承認の取消し

第13条 申請情報の変更

第14条 使用前の打合せ

第15条 関係諸官庁への届出

第16条 注意事項

第17条 騒音規制等

第18条 禁止事項

第19条 秘密保持

第20条 申請情報の取扱い

第21条 本ルール等の変更

第22条 連絡・通知

第23条 本契約の地位の譲渡等

第24条 付帯設備・電気等使用について

第25条 保険について

第26条 非常時における対応

第27条 個人情報の保護

<別紙>

別紙 1 「本広場」

別紙 2 「使用料金表」

第1条（全天候型広場（Platz プラッツ）使用ルールについて）

1. 全天候型広場（Platz プラッツ）使用ルール（以下、「本ルール」という）は、Bosch Forum Tsuzuki 管理組合（以下、「当組合」という）が管理する Bosch Forum Tsuzuki（以下、「当施設」という）の共用部である全天候型広場（Platz プラッツ）（以下、「本広場」という）の使用方法を定めています。
2. 本広場の使用を希望する者（以下「使用希望者」という）及び当組合から本広場の使用の承認をうけた使用希望者（以下「使用確定者」という）は本ルールに基づき、当組合が本広場の運営を委託する運営代行者「以下、「運営代行者」という」の指示に従うものとします。
3. 本広場の所有者であるボッシュ株式会社及び Bosch Forum Tsuzuki 内のテナントと競合する企業の使用、所有者の権限を侵害する恐れのある申し入れ等が使用希望者よりあった場合、所有者の意向が第1優先されることをご了承ください。

第2条（本広場の使用可能日及び使用可能時間）

1. 本広場の使用可能日は所定の方法にて告知します。
2. 本広場の使用可能時間は、午前8時から午後7時までです。この時間帯以外での使用は事前にご相談ください。

第3条（本広場について）

使用希望者が催事のために使用することができる本広場については、別紙1「本広場」をご確認ください。

第4条（本広場の使用の申請）

本広場の使用可能日における使用希望の旨を、所定の方法にてお申し込みください。

第5条（本広場の使用の承認）

1. 当組合は、当組合の基準に従い判断の上、使用申請を行った使用希望者に対して、本広場の使用申請の受付を承認する場合には、受付を承認した旨をEメール等により使用希望者に連絡いたします。
2. 使用希望者は、当組合が発行する使用申請書兼使用承諾書を提出し、本ルールの遵守に同意することにより、本広場の使用許可を得ることができま

す。

3. 当組合は、当組合の基準に従い判断の上、本広場の使用を承認する場合には、承認した使用承諾書を E メール等により使用希望者に送付いたします。
4. 期日までに使用申請書兼使用承諾書が提出されない場合には、当組合の判断に基づき、承認を取り消す場合があります。
5. 本広場は横浜市都筑区にボッシュ株式会社が民間開発事業者として横浜市が所有していた土地を活用し、ボッシュの民間施設と横浜市都筑区民文化センターを整備することを条件に、地域に根ざした文化の創造に寄与し、地域の活性化を目指す施設です。そのため、当組合の意向を確認した上で、その条件を満たすと判断した場合のみ使用が認められます。

第 6 条 （本広場の使用申請の不承認）

当組合は、以下の各号のいずれかの事由に該当するか、またはその可能性があるかと判断した場合は、本広場の使用を承認しないものとし、またその理由について一切開示義務を負いません。

1. 使用希望者が当組合に提供した申請情報の全部または一部につき、虚偽があった場合。
2. 使用希望者が未成年者（18 歳未満）、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意を得ていなかった場合。
3. 使用希望者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ、）である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていると当組合が判断する場合。
4. 使用希望者が過去当組合（またはボッシュ株式会社若しくは横浜市）との契約に違反した者またはその関係者であると当組合が判断した場合。
5. 使用希望者が催事を開催することにより、本広場及びその近隣に混乱または危険が生じる場合、またはその恐れがある場合。
6. 使用希望者が催事を開催することにより、公の秩序または善良の風俗を害する恐れがある場合。

7. 使用希望者が催事を開催することにより、Bosch Forum Tsuzuki 及びボッシュ株式会社のブランディング、営業活動、マーケティング活動を害する恐れがある場合。
8. 使用希望者による催事が、本広場の管理上支障がある場合、またはその恐れがある場合。
9. 使用希望者による本広場使用後の原状回復が困難であると当組合が判断する場合。
10. 使用希望者による催事の開催までの期間が不十分と判断する場合。
11. 使用希望者または使用目的が、直接的または間接的に政治・宗教活動等に関係する場合。
12. 催事の内容が、公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等に関する場合。
13. その他、当組合が使用を適当でないと判断する場合。

第7条（契約の成立）

1. 第5条第3項の定めに従い、当組合から使用希望者に使用承諾書を発行した時点で、当組合及び使用希望者の間に、本広場の使用契約（以下「本契約」という）が成立するものとし、以後、使用希望者は使用確定者として、本ルールに従うことで、本広場の使用ができるようになります。
2. 本契約の成立後のキャンセルについては、第11条の規定に基づき、キャンセル料が発生いたしますので、ご注意ください。

第8条（本広場の使用料金及びその他費用）

1. 使用確定者は、本広場の使用の対価として、別途当組合が定め、本ルール末尾に表示された、別紙2「使用料金表」記載の使用料金、備品レンタル料、光熱水費を第10条に定める支払い方法により、当組合に支払うものとしします。
2. 別紙2「使用料金表」に記載された使用時間は、準備・設営・リハーサル・撤去等の時間も含まれます。
3. 使用確定者が、使用料金の支払いを遅滞した場合、使用確定者は年14.6%の割合による遅延損害金を当組合に支払うものとしします。
4. 使用確定者が、当組合に承認された時間を超過して本広場を使用した場合、別紙2「使用料金表」、記載の料金を当組合に支払うものとしします。
5. 光熱水費、備品レンタル料、その他請求すべき費用が生じた場合について

は、使用終了後請求書を送付いたします。

第9条（本広場の使用料金の減免）

1. 当組合は、使用希望者の催事がボッシュ株式会社、横浜市、都筑区民文化センターのいずれかが主催または共催の催事並びに協賛または後援を行う催事に関しては、使用料金の一部を減免することができます。
2. 減免割合については以下のとおりとします。
 - (1) ボッシュ株式会社、横浜市、都筑区民文化センターのいずれかが主催の場合、100%減免とします。
 - (2) ボッシュ株式会社、横浜市、都筑区民文化センターのいずれかが共催の場合、50%減免とします。
 - (3) ボッシュ株式会社、横浜市、都筑区民文化センターのいずれかが後援・協賛の場合、25%減免とします。

第10条（支払い方法及び振込手数料）

1. 使用確定者は、本広場の使用にあたって発生する全ての料金、費用の支払いについては、当組合が発行した請求書に記載された、金額を期日までに指定の口座へ振込むものとします。
2. 前項の料金・費用の支払いにあたって発生する振込手数料は、使用確定者が負担するものとします。

第11条（キャンセル料）

1. 使用確定者は、本契約の成立後、使用確定者の都合で本契約を解約した場合、当組合に対して、以下の各号に従ってキャンセル料を支払うものとします。なお、使用確定者が、基本使用料金をすでに支払っている場合で、かつ以下の各号のキャンセル料に対して、超過の支払いがある場合には、当組合から使用確定者に対して、遅滞なく、超過分の金額を返金いたします。
2. 本契約成立後の解約または解除の場合は、基本使用料金の100%をキャンセル料とします。
3. 使用確定者が使用確定者の責によらない天変地異、災害及び不測の事故を理由として本広場の使用を中止した場合、且つ当組合が中止理由を妥当と判断した場合は、基本使用料金の全額または一部を返金いたします。ただし、当組合は、本項による本広場の中止により使用確定者に生じた損害の

賠償はいたしません。また、当該使用中止により、来場者その他の第三者との間に紛議が生じたときは、使用確定者は自らの責任と費用にてこれを処理解決し、当組合に対して財産上の負担その他の一切の迷惑を及ぼさないものとしします。

4. 前各項の返金にあたって発生する振込手数料は、支払者が負担するものとします。
5. 本広場の機材・設備の故障等により、使用確定者及び来場者の初期の目的が達成されなかった場合であっても、当組合に故意または重大な過失がある場合を除き、本広場における使用料金の返金以上の損失補償はいたしません。
6. 緊急車両の進入が必要な場合、これによる催事の中止に伴う損害については、当組合は責任を負いません。

第12条（承認の取消し）

1. 当組合は、本契約成立後であっても、以下の各号の項目に該当する事由が発生した場合、または発生する可能性があるとして当組合が判断した場合は、使用確定者に何らの通知をすることなく、本広場の使用の承認を取り消すことができるものとしします。

(1) 使用確定者が、当組合が本契約成立後に、使用確定者に対して送付した請求書に記載された期日までに、基本使用料金の支払を行わない場合。

(2) 使用確定者が、第6条の各号の事由に該当した場合及び該当する可能性があるとして当組合が判断した場合。

(3) 使用確定者が本ルールに違反した場合。

(4) 使用確定者が当組合の指示に従わない場合。

(5) 使用確定者が、支払停止若しくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申し立てがあった場合。

(6) 使用確定者が当組合からの問合せその他の回答を求める連絡に対して、14日間以上応答しない場合。

(7) 関係諸官庁から中止命令が出た場合。

(8) 不測の災害や事故による警戒宣言等が発令された場合。

(9) その他、当組合が使用確定者による本広場の使用が適当でないと判断した場合。

2. 前号の（7）及び（8）を除く理由により承認が取り消された場合、当組合は、前条第1項を準用し、使用確定者に対してキャンセル料と同額の金額の支払いを請求できるものとします。なお、当該取り消しによって、使用確定者に生じた損害について、当組合は一切の責任を負わないものとします。

第13条（申請情報の変更）

使用希望者及び使用確定者は、申請情報に変更があった場合、当該変更事項をただちに当組合に通知し、当組合の承認を受けてください。

第14条（使用前の打合せ）

1. 使用確定者は、使用日開始日の1ヶ月前までに当組合と打合せを行い、使用計画書及び進行計画書を提出してください。
2. 使用確定者は、使用開始日の1週間前までに、実施内容（スケジュール、プログラム、運営計画、会場設営、搬入出計画書、案内板位置、使用設備、備品等）の詳細について、当組合と最終打合せを実施し、決定してください。
3. 控室はございませんので事前に運営代行者と打合せを実施ください。

第15条（関係諸官庁への届出）

1. 使用確定者は、本広場を使用するにあたり、関係諸官庁への届出が必要な場合は、使用確定者の責任と負担において、関係諸官庁への届出を行い、当組合に届出内容を報告してください。
2. 前項の届出を怠ったことによる使用中止、その他の制限については、当組合は一切の責任を負いません。

第16条（注意事項）

本広場の使用に際して、以下の事項を遵守してください。

1. 来場者等の安全・快適かつ自由な通行を阻害しないように留意してください。
2. 看板・ポスター・チラシ等の掲示及び配布は、予め当組合の承認を必要とし、所定の場所以外への掲示及び配布は固くお断りします。また、終了後は速やかに撤去してください。
3. 当施設の使用中（搬出入時も含む）の人的・物的損害に対する賠償責任

は、使用確定者の負担となります。また、使用期間中の来場者の整理及び安全管理は使用確定者の責任で行なってください。

使用期間中に出たごみ等は使用確定者が責任を持ってお持ち帰りください。本広場及びボッシュ棟、都筑区民文化センター（ボッシュ ホール）、近隣施設内のごみ箱等に投棄する行為は固くお断りいたします。お持ち帰りいただく事が困難な場合は、専門業者等をご紹介しますのでご相談ください。催事内容によっては分別されたごみ箱の設置をお願いする事があります。

4. 当施設内のトイレは、誰もが利用可能な状態を保ってください。
5. 喫煙所はありません。
6. 搬入時間及び搬入経路の制限がありますので、事前にご確認の上作業をお願いいたします。また、搬入・搬出時は安全に十分配慮し、通行人及び近隣住民に迷惑がかからないよう、使用確定者の責任において警備員若しくはスタッフを配置してください。
7. 当施設周辺の歩道及び道路通行の際は交通ルールを順守してください。
8. イベント用電源、イベント用水栓を使用する際には、周りの安全確保は必ず行ってください。使用終了後に使用料を確定し、別途実費精算いたします。
9. 使用確定者の管理の元、使用前の打合せ通りに設営を行ってください。
10. 広場使用期間中は、使用責任者は必ず本広場内に常駐し、運営代行者と相互連絡を取れる状態を保ってください。
11. 使用決定後は、当施設内開催イベントとして公表する事があります。
12. 音・光（照明等）等、近隣の住民や施設等に影響が出ると当組合が判断した場合、近隣施設への催事開催の告知が必要となりますので、事前に催事概要書等をご提出ください。
13. 設置物等は、既存施設や樹木からひかえをとらず、自立させてください。設置物等には風対策を実施してください。
14. 当施設内の設備や芝生、植栽等の養生を行い、毀損・破損が無いように努めてください。万が一、毀損・破損した場合は、速やかに当組合に報告のうえ、原状復帰を必ず行ってください。
15. 催事の実施にあたっては、施設周辺の事業者と調整を図り、円滑な実施をお願いいたします。
16. 本広場での盗難、紛失、障害等の損失に対して当組合は一切責任を負いま

せん。

第17条（騒音規制等）

1. 使用確定者は、本広場を使用するにあたり騒音規制に関する法令等及び当組合の指示を遵守し、その他周辺環境の維持に努めてください。
2. 使用確定者は、近隣への音漏れを抑えるため、運営代行者立会いのもと音量チェックを行い、必要に応じて音量を制限していただく場合がございます。
3. 使用確定者は、催事の内容に生演奏・音響システム使用・拡声器を伴う場合、申請時に当組合に申し入れ、承諾を得てください。
4. 鉄道、道路、近隣地域からの音を止めることはできません。また当組合はこれらの音漏れに対して責任を負わないものとします。

第18条（禁止事項）

使用確定者は、本広場の使用にあたり、以下の各号のいずれかに該当すると当組合が判断する行為をしてはなりません。

1. ごみその他の廃棄物を投棄し、不衛生な行為
2. 関係諸官庁への届出及び受理なしに、火気を使用する行為
3. 敷地内への来場者の通行の妨げとなるものを設置する行為
4. 敷地内施設を傷付け、若しくは汚し、または原状を変更する行為
5. 本広場の設備（床や器具その他備品）に対し、故意に落書き、損傷及び破壊等これらを汚損する行為。
6. 法令に違反する行為または犯罪に関連する行為
7. 当組合、本広場の他の使用者またはその他第三者に対する詐欺または脅迫行為
8. 公序良俗に反する行為
9. ボッシュ株式会社、横浜市、当組合、本広場の他の使用者またはその他第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
10. 当組合が事前に承諾しない本広場での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
11. 事前に協議し当組合が承諾した内容と異なる催事を行う行為
12. 当組合、本広場の他の使用者またはその他第三者に不利益、損害、不快感を与える行為

13. 反社会的勢力等への利益供与
14. 第16条に記載された注意事項に違反する行為
15. 博打若しくは富くじの販売等社会通念を逸脱する行為
16. 本広場及び近辺に混乱が生じるほどの大人数の動員
17. 出演者及び来場者による行動により騒音、振動、異臭を発する等当会場及び近隣に迷惑となる行為
18. その他、当組合が不適切と判断する行為
19. 前各号の行為を直接または間接に惹起し、または容易にする行為

第19条（秘密保持）

使用希望者及び使用確定者は、本広場の使用申請に関して知った当組合の経営上その他一切の情報（以下「本情報」という）を秘密に保持し、第三者に対して開示してはならず、または、本契約以外の目的のために使用してはならないものとします。ただし、本情報の開示及び目的外の使用について、事前に当組合の書面による承諾を得たものはこの限りではありません。

第20条（申請情報の取扱い）

1. 当組合による使用希望者及び使用確定者の申請情報の取扱いについては、別途当組合のプライバシーポリシーの定めによるものとし、使用希望者及び使用確定者は、このプライバシーポリシーに従って、当組合が使用希望者及び使用確定者の申請情報を取り扱うことについて同意するものとします。
2. 当組合は、使用希望者及び使用確定者が当組合に提供した情報、データ等を、個人・団体・商号を特定できない形での統計的な情報として、当組合の裁量で、無償で使用及び公開することができるものとし、使用希望者及び使用確定者はこれに異議を唱えないものとします。

第21条（本ルール等の変更）

当組合は、本ルールを予告なしに変更できるものとします。

第22条（連絡・通知）

本広場の使用に関する問合せその他使用希望者及び使用確定者から当組合に対する連絡または通知、及び本ルールの変更に関する通知その他当組合から使用希望者及び使用確定者に対する連絡、または通知は、当組合の定める方法で行

うものとしします。

第 2 3 条 （本契約の地位の譲渡等）

1. 使用確定者は、当組合の書面による事前の承諾なく、契約上の地位または本ルールに基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 当組合は、本広場の使用にかかる事業を他者に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い契約上の地位、本ルールに基づく権利及び義務並びに使用希望者及び使用確定者の申請情報及びその他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、使用希望者及び使用確定者は、かかる譲渡につき、本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転する等あらゆる場合を含むものとします。

第 2 4 条 （付帯設備・電気等使用について）

1. 使用希望者及び使用確定者が、本広場に設置された当組合の付帯設備及び備品の使用を希望するときは使用開始日の 1 ヶ月前までに実施内容（スケジュール、プログラム、運営計画、会場設営、搬入出計画書、案内板位置、使用設備、備品等）について当組合と打合せし決定するものとします。この場合、使用可能な付帯設備は当組合が指定し、使用確定者は、使用方法及び使用時間、使用期日その他に関して全て本広場の定めに従ってください。
2. 使用確定者は、本広場での施工がある場合は、1 ヶ月前までに施工図面、電気図面を当組合に提出し、施工内容について当組合と打合せし決定すること。なお、施工等に際して本広場及び近隣のオフィス・住居に迷惑をおよぼす騒音・振動・異臭等を伴うものについては、施工前施工中にかかわらず施工時間の制限、並びに施工中止を当組合は指示することができるものとします。
3. 本広場における電気工事については、当組合と事前に打合せの上決定した工事内容を、使用確定者の責任と費用負担で行ってください。ケーブルを引き回す施工作業を行う場合は、ピットを使用してください。止むを得ずピットが使用できない場合には、歩行者に対処したケーブルプロテクター等で対応していただきます。
4. 使用確定者は、付帯設備及び備品を使用する場合は、使用開始前及び使用

終了後に備品の数量・破損等現況を運営代行者と事前に確認していただきます。

第25条（保険について）

使用確定者は、催事に関連する万一の事故等による損害を補償するため、使用確定者の責任と負担において保険会社との間にイベント保険等の損害保険や、傷害保険等を締結することをご検討ください。なお、当組合が特別に損害保険や傷害保険等への加入が必要と判断する場合は、使用確定者はその指示に従うものとします。

第26条（非常時における対応）

1. 使用確定者は、本広場の使用に際して、不測の事態に備え消火設備及び避難方法等を事前に確認するとともに、関係者に対して周知徹底してください。
2. 地震、火災その他の非常事態が生じた場合に対処するため、使用確定者は当組合若しくは運営代行者から事前に対処方法を把握してください。
3. 地震及び火災、台風、積雪等天候悪化、テロ、その他の非常事態が生じ、関係諸官庁から特別な指示があった場合、使用確定者は、自らの責任でこれに従い対処するとともに、当組合若しくは運営代行者の指示にも従うものとします。

第27条（個人情報の保護）

1. 当組合は、使用希望者及び使用確定者の個人情報を、法令及び当組合のプライバシーポリシーに従って適切に取り扱い、保護します。
2. 当組合は、収集した個人情報を以下の目的にのみ利用します。
 - a) 本広場の使用申請の処理及び管理
 - b) 使用料金の請求及び支払いの管理
 - c) 本広場の使用に関する連絡及び情報提供
 - d) 本広場の運営及びサービス向上のための分析
3. 当組合は、法令で定める場合を除き、使用希望者及び使用確定者の同意なく、個人情報を第三者に提供しません。
4. 使用希望者及び使用確定者は、当組合に対して、自己の個人情報の開示、

訂正、削除、利用停止を請求することができます。

5. 当組合は、個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

Bosch Forum Tsuzuki 管理組合

〒224-8601 横浜市都筑区中川中央一丁目 9 番 32,33 号